

各 位

箕面市 総務部長
箕面市 健康福祉部長箕面市避難行動要支援者名簿の平常時の提供・活用に関する同意について
(ご案内)

平素より、箕面市政にご理解・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

本市におきましては、大地震や風水害などの災害に備えた避難支援対策を推進しています。

「避難行動要支援者名簿」は、災害対策基本法において、災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要するかたを対象として市が作成し、災害時には避難支援等関係者(民生委員・児童委員、地域住民組織等)に提供し、安否確認や避難支援に活用するものです。

併せて、ご本人の同意が得られた場合は、平常時から避難支援等関係者に名簿を提供し、防災訓練や見まもり支援など、地域で顔の見える関係づくりに活用できることが定められています。

皆様におかれましては、名簿作成の趣旨をご理解いただき、平常時からの名簿提供・活用にご同意いただきたく、ご案内いたします。

つきましては、同封の同意確認書にご記入の上、ご返送をお願いします。

1 同封書類

- チラシ「避難行動要支援者名簿とは」
- 避難行動要支援者名簿の平常時の提供・活用に関する同意確認書
- 避難行動要支援者名簿の平常時の提供・活用に関する同意確認書(記入例)
- 返信用封筒

2 同意書の返送について

「避難行動要支援者名簿の平常時の提供・活用に関する同意確認書」に必要事項を記入し、同封の返信用封筒(切手不要)でご返送ください。(同意されない場合も、ご返送ください。)

返送期限 令和8年3月19日(木曜日)まで

※返送期限以降に同意確認書が到着したかたについては、避難支援等関係者への平常時の提供は、令和9年度以降になります。

3 返送先

箕面市萱野5-8-1 箕面市立総合保健福祉センター

4 名簿の対象となるかた

以下に該当する市内在宅のかたについては、地域防災計画に定める対象者要件に基づき、市が名簿を作成します。平常時からの名簿提供等に同意されない場合は、災害時のみ避難支援等関係者に名簿情報を提供します。

名簿への登載そのものを希望されないかたは、以下の「名簿の登載に関する問い合わせ先」にご連絡ください。

- ①要介護1・2で独居のかた
- ②要介護3・4・5のかた
- ③身体障害者手帳1級・2級のかた
- ④療育手帳Aのかた
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級のかた

※この通知は、令和7年12月1日現在の住民基本台帳に基づき、名簿の対象となるかたにお送りしています。

※対象要件から外れた場合、名簿からも削除されます。

引き続き登載を希望されるかたは、地域福祉室までご連絡ください。

5 避難支援等関係者（災害時及び平常時の提供・活用を行う団体）

- ①民生委員・児童委員
- ②消防団
- ③箕面警察署
- ④社会福祉協議会（地区福祉会を含む）
- ⑤地区防災委員会
- ⑥自治会（箕面市と個人情報）の取扱いに関する協定を締結した団体）等

【問い合わせ】

「名簿の活用に関すること」 総務部市民安全政策室
電話 072-724-6750 ファクス 072-724-6376
メール bousai@maple.city.minoh.lg.jp

「名簿の登載（高齢者・障害者）に関すること」 健康福祉部地域福祉室
電話 072-727-9512 ファクス 072-727-3539
メール lifeplaza@maple.city.minoh.lg.jp

「返送先」 同封の返信用封筒で返送してください（切手不要）
〒562-0014 箕面市萱野5-8-1
箕面市立総合保健福祉センター